

第34回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年3月30日（月）

場所 市役所4階 大会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第3条許可処分取消申請について

議第3号 農地法第4条許可申請について

議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第5号 農地法第5条許可申請について

議第6号 令和2年度柏崎市農業委員会業務計画（案）について

議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（一般分 賃借権 新規設定分）

議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（一般分 賃借権 再設定分）

議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（一般分 使用貸借権 新規設定分）

議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（一般分 使用貸借権 再設定分）

議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（農地中間管理事業 農地中間管理権〔賃借権〕の設定分）

報第1号 農用地利用集積計画参考資料（農地中間管理事業分）について

報第2号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について

その他 4月総会の会議開催予定日時

第35回総会を4月30日（木）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田局長

お忙しい中お集りいただきまして、ありがとうございます。通常ですと机はコの字型の配置で推進委員さんは後ろの机に並んでいただくのですが、今回はコロナウイルス感染防

止ということで皆様方からご協力をいただき、また身を守るということでマスクをしていただきました。ありがとうございます。今回はこのような型式でやらせていただきますし、途中で休憩時間が利用権の関係でございまして、寒くなるかもしれませんがそのタイミングで換気をさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、ただ今から第34回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

黒坂会長

皆様、年度末の忙しい中、さらに春作業が始まっている中でお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

局長が言われた通り、今、日本全国、世界で新型コロナウイルスが大発生しており、てんやわんやの状況になっています。だんだん患者数が増え、どのくらいで収束するかという目途もたない不安な状況を迎えています。また、オリンピックや人が集まる催し物、学校の休止などで非常に経済が低迷している状態かと思えます。ヒト、モノが動かなければ経済が回らないので政府が融資等をしておりますが、普段の仕事、経済が回らないということは、これから非常に不景気が訪れるのではないかと大変心配しております。

そんなことを考えますと、経済が回ったほうがよいと思うかもしれませんが、何よりも増して考えていかなければならないことは人命を守ること。人命があつての家族であり経済であると思えますので、人に近づかない、マスクをする、人が密集するところに集まらない等を心掛けるようにしてください。今日は重要な総会なので集まっていたいただきましたが、十分な注意をしながらこの総会をやっていきますので、ご理解をいただきたいと思えます。感染をしないよう一人一人が努力していただきたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田局長

事務局です。委員数は19人です。現在の出席委員数は19人で、過半数であることをご報告致します。

また、農地最適化推進委員の出席数は22人です。以上です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第34回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、9番 河合 則雄委員、13番 平野 松夫委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。説明の前に議案書の譲渡人の住所に訂正があるので、本日配布しました議案書と差し替えをお願いします。

それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 大字上田尻字大新田〇〇番 畑 49 m²。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号2 西山町池浦字前田〇〇番〇 外1筆 田 900 m²。東京都台東区池之端一丁目〇番〇-〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。西山町池浦〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号3 高柳町門出字兔田〇〇番〇 外5筆 田 1,251 m² 畑 238 m² 計 1,489 m²。愛知県豊田市五ヶ丘六丁目〇番地〇 〇〇 〇〇。大字上田尻〇〇番地〇 〇

○ ○。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、佐藤職務代理、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

質疑がなければ終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第2号 農地法第3条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書2ページをご覧ください。議第2号 農地法第3条許可処分取消申請について、ご説明いたします

土地の所在地、地目、面積、申請者、申請理由の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 半田一丁目字前谷地〇〇番〇 外 2 筆 地目 田 1,131 m² 畑 205 m²
計 1,336 m²。岩上〇番〇号 〇〇 〇〇。長峰町〇番〇号 亡〇〇 〇〇 相続人 〇
〇 〇〇。昭和13年1月1日付けで農地法第3条 永小作権の許可を受けましたが、許可時の譲受人の死去により耕作の予定がないため、取消を申請するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 田塚一丁目字七ノ江〇〇番〇 田 294 m²。田塚一丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇。物置。第 3 種でございます。申請地は、すでに物置敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 長浜町字七八ノ江〇〇番〇 畑 183 m²。見附市本町一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇。南半田〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇。駐車場。当初計画者が住宅展示場敷地とする予定でございましたが、これを取り止め、承継者が駐車場敷地とするものです。第 3 種でございます。議第 5 号第 5 条許可申請 申請番号 6 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 桜木町字三十歩〇〇番〇 外 2 筆 畑 400 m²。東京都世田谷区南烏山二丁目〇番〇-〇号 〇〇 〇〇。柳橋町〇番〇号 〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 2 上輪字宮ノ平〇〇番 田 684 m²。南半田〇番〇号 〇〇 〇。上越市春日山町一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸資材置場。第 2 種でございます。

申請番号 3 新赤坂一丁目〇〇番 畑 310 m²。中浜二丁目〇番〇号 〇 〇〇。関町〇番〇-〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 4 城東二丁目字鑑田〇〇番 外 2 筆 田 2,061 m²。城東一丁目〇番〇号 〇〇 〇。長峰町〇番〇号 〇〇 〇〇。貸車両置場兼仮設事務所。第 3 種でございます。

申請番号 5 荒浜三丁目字池尻〇〇番〇 畑 532 m²。宮城県仙台市青葉区木町〇番〇-〇号 〇〇 〇〇。荒浜三丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。資材置場兼車両置場。第 2 種でございます。

申請番号 6 長浜町字七八ノ江〇〇番〇 畑 183 m²。見附市本町一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。南半田〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。駐車場。第 3 種でございます。議第 4 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 7 大字新道字小寺島〇〇番〇 外 1 筆 田 624 m²。大字新道〇〇番地〇

〇〇 〇〇 外 1 名。大字新道〇〇番地 〇〇 〇〇。資材置場及び車両置場。第 2 種で
ございます。申請地は、すでに造成工事が始められており、今回、始末書提出のうえで追
認許可を求めるものです。

申請番号 8 矢田字小谷地〇〇番〇 外 1 筆 862 m²。大字矢田〇〇番地 〇〇〇 〇
〇。大字矢田〇〇番地 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。農業用施設。第 2 種でございます。
申請地は、すでに農業用施設敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係
る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特
に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することにご異
議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 令和 2 年度柏崎市農業委員会業務計画（案）」について事務局の説明
を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 7 ページをご覧ください。議第 6 号 令和 2 年
度柏崎市農業委員会業務計画（案）について、ご説明いたします。

基本的には、新潟県農業会議の令和 2 年度事業計画（案）に沿って作成しました。内容
的には、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の活動方針と農地制度の適正執行が主
となっております。これは事務局で日常行っている、各種調査・報告活動も含まれるもの

です。

ローマ数字Ⅰ 事業方針 1 農業・農村及び農業委員会を巡る情勢と課題につきましては、平成 28 年に改正された農業委員会法により新体制となった農業委員会、地域農業の現状について触れております。

つづいて 2 事業の実施方針ですが、「情勢と課題」を踏まえましたが活動目標となります。

(1) 農地制度の適正執行として、以下の 6 点を掲載しました。

ア 担い手への農地の集積・集約化の実践

「人・農地プラン」に係る地域での合意形成への参画、関係機関等との連携

イ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・公表

ウ 農地転用許可事務等の適正な執行

エ 遊休農地対策の計画的な実施

オ 新規参入の促進

カ 農地情報公開システム（全国農地ナビ）の円滑な運用

以下、

(2) 農業・農村、農業経営の現場の声を反映する取り組み

(3) 農業者年金の加入推進と適正執行

(4) 情報提供の推進

として、事業推進の重点を定めさせていただきました。

ローマ数字Ⅱ 事業の実施計画として、1 会議については、総会をはじめ、記載のとおり開催予定とし、2 事業関係については、具体的な事業を列挙しました。3 その他は事務局で行っている、国・県などへ報告する各種調査活動を補足として記載しております。

本案については、皆様のご意見をお聞かせいただきたく、先々週に送らせていただき、26 日までの期限に 1 件のご意見が寄せられました。内容としては、人・農地プランの取り組みについて時期や実施内容等を明確にするように、とのことでしたが、具体的な実施時期等は各地域で決定していくものであり、さらに各関係機関・団体との調整も必要なことであることから、こちらの判断だけでは決められない部分が少なくないと考えております。そのためこの点については修正なしとして、原案通りとさせていただきたいと思っております。

以上、業務計画（案）の概要につきまして、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案の通り決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

次に「議第 7 号から第 11 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議第 7 号から議第 11 号の「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」一括して説明させていただきます。この案件につきましては、12 月に農業委員及び推進委員の皆様方に配布をお願いした、更新分と新規分の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、議第 7 号 議案書 11 ページでございます。一般分賃借権の新規設定分でございます。27 人の所有者から 19 人の耕作者の方へ権利の設定が新たにされるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 78 筆、75,446 m²でございます。

続きまして 18 ページをご覧ください。議第 8 号でございます。一般分賃借権の再設定分でございます。これにつきましては、一般分の賃借権の再設定ということで、更新を含めまして、以前に利用権、基盤法に基づく賃借権が設定されるものでございます。238 人の所有者から 93 人の耕作者の方へ権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 1,066 筆 838,057.96 m²、畑が 16 筆 5,484 m²でございます。

続きまして 70 ページをご覧ください。議第 9 号でございます。一般分使用賃借権の新

規設定分です。6人の所有者から5人の耕作者の方へ権利が新たに設定されるものでございます。3年、6年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が21筆22,546㎡、畑が8筆1,658.61㎡でございます。

続きまして74ページをご覧ください。議第10号でございます。一般分使用貸借権の再設定分でございます。39人の所有者から24人の耕作者の方へ権利が再設定されるものでございます。3年、6年、10年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が128筆96,435.30㎡、畑が11筆3,610㎡でございます。

議第7号から議第10号の共通事項として皆様のご承認を得られれば、令和2年4月17日を公告の予定日とし、権利の開始については4月20日でございます。

続きまして85ページをご覧ください。本議案は土地所有者から農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することについて審議するものです。その後、農地中間管理機構から誰が借り受けるかの計画については報告案件 報第1号で報告します。

議第11号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業
- 2 権利の種類 農地中間管理権（賃借権）の設定
- 3 権利の開始 令和2年5月30日
- 4 権利の設定期間 5年・10年
- 5 対象農地の面積でございますが、田 879筆 829,760.96㎡ 畑 20筆 4,878.07㎡ その他 1筆 127㎡ 計 900筆 834,766.03㎡
- 6 関係人の数でございますが、受人が1人、新潟県農林公社。渡人が207人
- 7 実施地区 柏崎市
- 8 公告予定年月日につきましては、ご了解をいただければ、令和2年4月17日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

許可処分決定前に、休憩を入れます。後ろに基盤強化法の書類が出ておりますので、見

ていただきたいと思います。今、14時00分ですので、14時10分まで10分程度の休憩とします。

－ 休憩中 －

議長

それでは、ただ今から議事を再開いたします。

議第7号から議第11号までの案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第7号から議第11号までについて事務局の提案の通り決定いたします。

議長

次に「報第1号 農用地利用集積計画参考資料（農地中間管理事業分）」について事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。「報第1号 農用地利用集積計画参考資料（農地中間管理事業分）」について、ご説明いたします。議案書128ページをご覧ください。議第11号で説明した、市による農地中間管理機構への農地中間管理権設定の公告を4月17日後、県による2回の公告を経て5月30日に利用権が設定される受け手の一覧となります。

これは地域・市・農協が検討した結果できあがった、人・農地プランに基づいて計画されているものです。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「議長」との声あり －

No.5 植木 稔委員

報第1号の155ページで〇〇〇〇さんの住所が与板になっているのですが、与三の間違いだと思います。

濁川職員

大変申し訳ございませんでした。与板を与三に訂正をお願いします。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第1号の報告を終了いたします。

議長

次に「報第2号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。「報第2号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について、ご説明いたします。議案書164ページをご覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て6月1日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第2号の報告を終了いたします。

議長

その他の事項について事務局からお願いいたします。

霜田事務局長

お手元の「第34回農業委員会総会（R2.3.30）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定

第 24 期農業委員会委員候補者の評価会議 4 月 16 日（木）13 時 30 分から 柏崎市役所本館 4 階大会議室

農業委員の募集に対して、3 月 3 日から 3 月 30 日正午まで地域の方からの推薦・応募等をいただき、現在のところ 19 人の定員に 20 人からの応募という、1 名増の状況でございます。つきまして、委員候補者の評価会議を行い、市長に報告した後、6 月定例会議の最終日 6 月 22 日に上程し、市議会の同意をいただく予定です。

農地利用最適化推進員の推薦・募集について

1 月の総会時に農業委員の募集をお願いしましたが、第 2 弾ということで農地利用最適化推進員の募集のお願いです。4 月 24 日（金）から 5 月 21 日（木）正午までの 28 日間、農地利用最適化推進委員の募集受付を行います。つきましては募集要項によりまして、皆様から地域の方や関係団体にお声がけをしていただいて、地域からの推薦・募集をよろしくお願いいたします。

お手元の書類には、第 24 期柏崎市農業委員会委員の推薦・募集関係書類の配布等についてのお願い文書、柏崎市農地利用最適化推進委員募集要項、推薦者からの推薦書とその記載例、推薦を受けた候補者から記入していただく農地利用最適化推進委員調書とその記載例、農地利用最適化推進委員申込書兼調書とその記載例、柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要領、農業委員と推進委員の業務の内容を付けました。

様式の中身は農業委員さんの応募書類と変わりませんが、市全域をまとめて見る農業委員さんと違い、推進委員さんは地域からの推薦を受けてその地域の担当となるため、推薦される団体名、調書の集落名を忘れずに記入されるようお願いいたします。また、推薦者および候補者の情報は公表しなければならないため、その旨を推薦者と候補者に伝えてください。

山崎局長代理

皆様お疲れさまです。2 営農意向調査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配布の資料をご覧ください。昨年 11 月以降、委員の皆様からご回収ご集計をいただきました営農意向調査について、その結果を別紙のとおり整理いたしました。改めまして、委員の皆様にはご多用の中、回収・集計にお時間を割いていただきまして、感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

調査の概要につきましては、配付した資料の表紙に記載のとおりです。特に 5 番、回収結果が、配付数 3,400 件に対して回収数が 2,414 件、回収率が 71%にのぼり、予想していた以上に高い数字となりました。この点についても農地所有者の方をはじめ、ご協力いた

だいた J A ・再生協議会 ・農家組合長の皆様に感謝しているところです。

資料の 2 ページ目をご覧ください。回答者の年齢ですが、60 歳以上が 83.4%であります。回収数が 2,414 件で 83.4%といいますと、1,950 件の方です。

3 ページ目、耕作の状況です。おおむね自分で耕作している方が、概数で申し上げますけれども 1,100 人、おおむね貸している方が 830 人となっています。おおむね自分で耕作されている方の意向ですが、後継について後継者がいる方が 210 人、後継者がいない方が 610 人、今のところ未定の方が 360 人ほどになっています。10 年後の営農の見込みについて、農業を続ける方が 440 人、農地を貸す方が 350 人、農業をやめようと考えている方が 400 人となっております。

4 ページ目です。前項で「農業を続ける」を選んだ人の営農規模についてです。現在の規模を維持する方が 300 人、規模を拡大する方が 80 人、規模を縮小する方が 90 人という数になっております。「農地を貸す」を選んだ人の賃借意向について、貸す相手は特定の人（地域の人・知り合い）がよいという方が 240 人、そのほかがだれでもよいという回答でした。この点についてはほかの項目でも尋ねて回答をいただいておりますが、半分くらいの割合で、貸す相手は特定の方・知り合いの方がよいという意向でした。

全体の意向としては、このような結果が出ています。これ以降の 4 ページから 7 ページまでは割愛をさせていただきます。

最後の 8 ページですが、自由記述欄に皆様に書いていただきました中からピックアップしたものを 1 番から 19 番まで掲載しました。ご覧いただき、どういったことが問題になっているかを把握し、地域の話し合いに活用していただければと思います。

お手元には、市内を 12 地区に分けた担当地区ごとの結果を全委員の皆様へ配布、また、該当のある地区の委員の皆様には、自由記述欄の内容を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

併せまして、この結果を今後の地域における委員活動に当たり、ご活用ご参考にさせていただきますよう、お願い申し上げます。

以上が報告となります。ありがとうございました。

山崎局長代理

3 柏崎市農業委員会和解の仲介第 1 号事件について

配布の資料はありません。口頭での報告となります。

昨年 12 月の農業委員会総会におきまして、柏崎市農業委員会和解の仲介に関する規程の制定についてご審議、ご承認をいただいたところでもあります。

その後、この規程に沿った和解の仲介の申立てが 1 月下旬になされ、その後、3 回に渡って仲介委員会を開催してきましたところ、このほど終了いたしましたので、その経過の

概要及び結果を報告いたします。

なお、個人情報の保護を図る観点から、仲介の当事者の住所及び氏名、紛争に係る土地等の所在地、事件内容の詳細は割愛させていただきますので、ご了承ください。

事件名は「令和2年（2020年）仲介第1号水路流通請求事件」、申立年月日は令和2年（2020年）1月24日です。

申立ての内容については、田の水を流通させることに関して、その調整を求めることを趣旨としたものです。

仲介委員として、佐藤敏委員、石塚道宏委員、植木稔委員の3人が会長から指名され、3人の互選によって仲介主任に石塚委員が選任されました。

仲介委員会を2月中に3回開催しました。申立人から申立ての趣旨等を、また、被申立人からは申立てに対する意見を聞き、法令及び地域の環境等を考慮した上で和解案を作成しました。この間、市の法務担当及び顧問弁護士からも助言をいただきました。結果、申立人及び被申立人に、それぞれ説明・提案し仲介を試みてきたものの、和解の成立が得られないと判断したことから和解不成立として、和解の仲介に関する規程第12条に基づき和解の仲介を打ち切ることと決定しました。申立人及び被申立人に対しては、和解の仲介の打切について通知をしております。

以上が、和解の仲介委員会の報告となります。

山崎局長代理

4 「令和2年度農地利用最適化指針」の検討について

お手元に令和2年度農地利用最適化指針に係るご意見等の提出について、という資料をお配りさせてもらっています。

こちらにつきましては例年この時期に制定しており、農業委員会法第7条に規定され、その年の農地利用最適化推進委員の活動目標となるものです。これについては農業委員会が決定的な役割を担うのですが、決定にあたり最適化推進委員の皆様の意見を伺った上で決めることになっております。

本日は指針案の説明を申し上げますので、ご意見を寄せていただきたいと思います。締め切りを4月14日（火）に設けさせていただき、4月中旬に運営会議を開催し、協議した上で、4月末の総会に議案として提出する予定でおります。

では、指針の案をご覧ください。

目標、項目は大きく分けて3つです。

1 担い手への農地集積・集約化について

令和2年度の目標 40ha 増

この数字は農業委員会で把握しております担い手が 550 名ほどいらっしゃいまして、昨年と今年の同時期の農地集約の面積を計算してみますと 24ha ほど増えております。また今年度の利用権新規設定の実績が 26ha ほどあり、その実績を踏まえて約 1.5 倍の数字を目標に設定をさせていただいております。

推進の方法は、今後本格化する人・農地プランの実質化に向けた各地域での話し合いに積極的に参加し、農業委員または農地利用最適化推進委員の立場から、地域の実情を踏まえた意見を述べていただくとともに、農地の集積・集約に努め、さらに農地中間管理事業の積極的な活用の推進を図ります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

令和 2 年度の目標 農地利用状況調査に基づき随時判断する

7 月 8 月に実施しております農地パトロールが主な取り組みになります。

推進の方法は、農地利用状況調査を実施し、令和元年度に実施した利用意向調査の結果に基づき、随時、相談及び指導を行ってまいります。

3 新規参入の促進について

令和 2 年度の目標 1 人（新規就農・就業者）

令和元年度は 2 人を目標に掲げ、2 人が確保できているところですが、新年度にあたりましては新規参入の意向のある方がまだ見つかっておりません。法人に勤務する方はいらっしゃるのですが、自身が経営主となって農業を行う方を探しております。

推進の方法は、関係機関と連携を密にし、新規就農希望者の情報共有に努めます。必要に応じて新規就農者カードを随時利用します。就農希望者への相談は、適宜行っていただきます。新規就農者カードとは、新潟県と市の農政課で準備しているカードですので、もし積極的に農業に取り組んでみたいという方がいらっしゃれば、事務局にご連絡していただき、このカードにご記入をお願いしたいと考えています。

指針の案の概要は、以上です。お願いの文書にもありますように、お気づきの点、ご意見・修正点がありましたら、4 月 14 日（火）までに事務局へご提出いただければと思います。以上です。よろしくお願いたします。

霜田事務局長

5 農業者年金及び全国農業新聞の加入状況について

とくに資料はありませんが、令和元年度の農業者年金の加入件数は 1 件、全国農業新聞の普及拡大件数が 5 件という加入状況でした。

6 人・農地プランの実質化関係資料の周知について

北陸農政局からの周知依頼の文書です。人・農地プランの実質化について 3 枚付けましたが、基本的には営農意向調査というアンケートを取り、地図に所有者情報の見える化を

図り、それを基に 5 年後 10 年後の話し合いをするようにとのことです。とくに 3 枚目は将来の人と農地について話し合いませんか？ということでチラシを農政局が作りました。話し合いや推進していく中でこのチラシを有効活用したいという話がありましたら、必要数お渡しいたします。

7 農業委員及び推進委員の最適化業務引継ぎマニュアルについて

新潟県農業会議からの書類です。全国の農業委員会の組織の内、1,187 の委員会が令和 2 年度で改選を迎えます。平成 28 年の法改正によりまして、農地利用最適化推進委員が新たに創設され頑張っていたいただいておりますが、改選で委員さんが変わられる場合には、地域の実情やあり方を引継ぎマニュアルに落としとして新しい方に引き継いでいただきたいと思っております。書類には、マニュアルと空欄の記入シートと記入シートの記入例がありますので、これを参考にして引継ぎをしていただきたいと思っております。

8 「農の雇用事業」の募集スケジュールについて

2 枚書類をあるのでご覧ください。第 1 回の募集期間が 4 月 3 日で終わりですが、5 月から 11 月までに 3 回の募集が予定されているので、是非とも農の雇用事業を活用していただきたいと思っております。

9 農業委員会に関する不祥事について

今日お配りした中にも信頼される農業委員会であるためにコンプライアンスを徹底しましょうというチラシがありますが、鳥取県米子市の農業委員会会長が農地転用の便宜を図った収賄事件で、青森県弘前市の農業委員会事務局職員が情報漏洩で、いずれも逮捕されたという新聞記事を付けました。この会長や職員も最初からやろうと思ってやったわけではないのですが、どこかに付け込まれる、誘われる隙があったのではないかと思います。そういう部分を認識いただいて、日々の農業委員会活動にお力を賜ればと思うところです。

10 令和 2 年度の総会日程について

予定ですので会場等変わる場合もあります。特に 7 月は第 23 期から第 24 期に変更される時期でもありますので、注意してご案内等さしあげたいと思っております。皆様方も案内が来ましたら、よろしくお願ひします。

11 令和 2 年度人事異動及び事務分担について

事務局は現在、正職員が 5 人、非常勤職員が 3 人の 8 人体制ですが、正職員 5 人、非常勤職員 2 人の 7 人体制になります。正職員 1 人が育児休業中で 6 月半ば過ぎに復職予定ですので、そこまでは現員が 6 人です。正職員の異動はありませんが、非常勤職員が 1 人減となります。また、令和 2 年度には農地係・農政係という係がなくなり農業委員会事務局一つになります。事務分掌・事務分担については 7 月に改選があり正職員 1 人の復職も 6 月中ですので、今の状況としては令和元年度を引き継いで、改選時期に合わせて事務分掌を見直します。

12 第35回農業委員会総会

4月30日（木）午後 市本館4階大会議室

農業委員さんだけの出席をいただいで行いう予定です。

事務局から、以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しましたが、皆様方からご意見等ありましたら、頂戴いたします。

－「なし」との声あり－

議長

それでは、笹川委員さんからお願いします。

No.11 笹川 興一委員

3か月ほど休ませてもらいました。11月総会の前日に農協さんから20kgの飼料が来たのでそれを移動させて、当日は何もなかったのですが翌朝に起きられなくなりました。そのまま市内の整形外科へ通院したのですが良くなりならず、12月末に救急車で医療センターへ行き約2か月半の入院です。入院中約1か月間寝たきりのままで、ある時ベッドから落ちたのですが、足が立たなくなっていました。足の筋肉が3分の1以上減ってしまって、立てなくなっていたのです。こういったことは話には聞いていましたが、現実には自分になって初めて分かりました。その後、車いすを使い、歩行器で伝い歩きをし、入院から3か月近く経って今に至るところです。ですから皆様、飼料袋等の重い荷物はぜひ気を付けて持っていただきたいと思います。痛感しました。そして、お見舞いまでいただき、本当にありがとうございました。

議長

閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理

お疲れ様でした。事務局からも話がありましたが、第24期農業委員の募集が閉め切られて19名定員のところ20名の応募があり、来月選考をすることになりました。また、今日配られた通り、農地利用最適化推進委員さんの募集が開始されるということで、特に今年是人・農地プランの実質化の点からも活躍が期待されています。事務局は体制がほぼ変

わらなかったため安心しているところですが、推進委員さんもなるべく同じ顔ぶれが見られればなと思っています。よろしくお願いいたします。以上です。

閉会 午後2時55分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____